

「志津まちづくり協議会」会則

(名称)

第1条 本会は「志津まちづくり協議会」(以下、「協議会」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民が主体となって地域共通の願いの実現ならびに課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人々が住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を行い、豊かで住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

(会員)

第3条 協議会の会員は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 志津地域内の居住者
- (2) 志津地域内の組織・団体
- (3) その他協議会が認めた個人、組織・団体

2 前項の組織・団体については、別に細則で定める。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 志津学区協働のまちづくり構想およびその計画に定められたまちづくりに関すること。
- (2) 協議会が実施する事業に関すること。
- (3) 志津まちづくりセンターの管理・運営に関すること。
- (4) 会員の実施する事業間における調整および連携に関すること。
- (5) 行政（国、県、市等をいう。以下同じ）が策定する構想、計画等に対する提言および要望に関すること。
- (6) 行政が実施する事業との連携、提言および要望に関すること。
- (7) 地域課題の把握、地域の情報の発信・共有化および地域住民への啓発に関すること。
- (8) 地域内分権の推進に関すること。
- (9) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(役員等)

第5条 協議会に次の役員等を置く。

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 部長 | 若干名 |
| (5) 常任理事 | 15名以内 |
| (6) 理事 | 50名以内(常任理事含) |
| (7) 監事 | 2名 |
| (8) 顧問 | 若干名 |
| (9) 参与 | 若干名 |

(役員等の選出)

第6条 第5条に定める役員等は、第3条の会員から選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 第5条の役員等は、常任理事会で選出する。
- 3 常任理事は、町内会長会にから2名、4部から各2名(部長含)とする。
- 4 顧問は、会長の歴任者とする。
- 5 参与は、必要に応じて会長が任命する。

(役員等の任務)

第7条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括するとともに、総会および常任理事会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、協議会の庶務・企画担当と事業担当を分担するとともに、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の運営および活動にともなう出納経理事務を担当する。
- (4) 部長は、部の運営にあたる。
- (5) 常任理事は、総合的運営、企画など重要事項を審議する。
- (6) 監事は、協議会の会計監査業務を担当する。
- (7) 顧問は、会長の求めに応じて、次の事項等に対し助言および意見を述べることができる。
 - ア 市・県・国に要望する事項等
 - イ 事業内容の推進に関する事項等
 - ウ 事業内容に対する予算計画に関する事項等
- (8) 参与は、会長の求めに応じて、次の事項等の相談に加わり協力する。
 - ア 市・県・近畿整備局に要望する事項等
 - イ 事業内容および、事業推進に関する事項等

(役員等の任期)

第8条 役員等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で役員等の欠員もしくは補充の必要が生じた場合、後任の役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、任期満了後も新役員等が決定されるまでの間は、その任務を行うものとする。

(会議)

第9条 協議会の運営にあたる次の会議を開催する

- (1) 総会
- (2) 常任理事会

常任理事選出の区分	
(1) 町内会長会	2名
(2) 防災・防犯・交通部	2名(部長含)
(3) 福祉部	2名(部長含)
(4) 教育・文化部	2名(部長含)
(5) 体育・健康部	2名(部長含)

- (3) 本部
- (4) 町内会長会
- (5) 部会

(総会)

- 第10条 総会は、協議会の最高議決機関で毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた時、または役員等の3分の1以上の請求があった場合は、その都度臨時総会を開催する。
- 2 総会は、細則で定める組織・団体代表者等の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、総会の議長は、理事の中から選出する。
 - 3 総会の議決権は、三役(会長・副会長・会計)以外のすべての理事にあるものとする。また、理事の代表・代理・代行者についても議決権があるものとする。
 - 4 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画・事業報告に関する事項
 - (2) 予算・決算に関する事項
 - (3) 会則の改廃等に関する事項
 - (4) 新役員等の承認に関する事項

(5) その他、会の運営に関し必要と認められる事項

(常任理事会)

第11条 協議会の事業活動を円滑に推進するため常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長の諮問に応じ本会の総合的運営、企画など重要事項を審議し、出席常任理事の承認を得て決定する。

また、承認が得られなければ別案を提示し、案件を決定後、事業の執行にあたる。

ただし、常任理事会の議長は、会長がその任にあたる。

3 常任理事会は、第5条に定める役員等のうち、町内会長会から2名、4部から各2名(部長含)、会長、副会長、会計、をもって構成する。

4 常任理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決議する。

(1) 年間事業計画の策定に関する事項

(2) 予算・決算の作成に関する、収支決算書の承認および補正予算に関する事項

(3) 会則の規定、細則の制定および改廃等に関する事項

(4) 部構成および部報告に関する事項

(5) 行政と協議すべき案件に関する事項

(6) 第8条第2項に定める後任役員 of 承認に関する事項

(7) その他、会長が必要と認める事項

(本部)

第12条 協議会全般の活動を運営するため本部を置く。

2 本部の会議は、会長が必要に応じて開催する。

会議の進行は会長があたる。

3 本部は、会長、副会長、会計、部長等をもって構成する。

4 本部は、次に掲げる事項を事前に検討する。

(1) 年間事業計画および予算書、決算書に関する事項

(2) 会則・細則等の改廃等に関する事項

(3) 行政との協議内容に関する事項

(4) 第5条に定める役員等の推薦に関する事項

(5) その他、会長が必要と認める事項

(町内会長会)

第13条 協議会に町内会長会を置く。設置する町内会長会の任務は、次のとおりとする。

(1) 代表は、各町内会・自治会長を代表し、各町内会・自治会の意見聴取・意見交換・情報提供・活動内容の報告等の会務を統括するとともに、町内会長会を招集して議長となる。

(2) 副代表は、代表を補佐し、代表事故ある時は、その職務を代行する。

(3) 志津学区全体に関する問題点を行政機関に要望する事項の具申書の作成業務

(4) 人権教育推進協議会の会長職は、その年度の町内学習懇談会のモデル町内会・自治会が担当する。

また、次年度のモデル町内会・自治会が副会長を担当し、共に草津市の人権教育・同和教育の学習に関する業務を遂行する。

(5) 町内会・自治会の環境美化・不法投棄対策等に関する実施業務

(6) 協議会の活動を各町内会に促進する業務

(7) 市の行政事務委託業務以外の受皿としてのパイプ役の業務

(部会)

第14条 協議会の活動を促進するため部を置く。設置する部および各部の構成は細則で定める。

部の構成は、12町内会・自治会で選出された代表の方、若しくは町内会長会に所属する町内会・自治会長(代表・代理・代行)の6名と、組織・団体の代表(1名ないし、2名)とする。

各部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 各部は、細則で定める各所管事項の企画および執行にあたる。
- (2) 各部には、部長および副部長を置く。
- (3) 副部長は、構成する部員から選出する。
- (4) 部長は、必要に応じて部を招集し、会務を進行する。

(事務局および職務等)

第15条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を志津まちづくりセンターに設置する。

- 2 事務局には、センター長および事務局長、事務局次長、事務局員等を置く。
- 3 センター長は、センターの運営に関する職務を統括する。
- 4 事務局長は、協議会の運営に関する職務を統括する。
町内会長会の庶務業務を担当する。
- 5 事務局次長は、職務内容により事務局長の職務を代行する。
- 6 事務局員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 会の運営に関すること。
 - (2) センターの管理・運営に関すること。
 - (3) 市と連絡調整に関すること。
 - (4) 組織・団体との連絡調整に関すること。
 - (5) 4部の庶務業務を担当する。
 - (6) 会議に出席し、部長の求めに応じ、部会で発言できる。
 - (7) その他、会長が必要と認めたこと。

(経費)

第16条 協議会の経費は、会費および交付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(情報の公開)

第18条 協議会の総会・常任理事会の議事録は、公開する。

(会議の傍聴)

第19条 総会および常任理事会を傍聴できる者は、第3条に定める会員とする。
ただし、常任理事会の傍聴は、会長が認めた場合のみとする。

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、常任理事会で協議のうえ別に定める。

付 則

この会則は、平成23年12月17日から施行する。

この会則は、平成24年 4月 9日から施行する。

この会則は、平成25年 5月11日から施行する。

この会則は、平成26年 4月26日から施行する。

この会則は、平成27年 4月25日から施行する。

この会則は、平成28年 4月23日から施行する。

この会則は、平成29年 4月 1日から施行する。

この会則は、平成30年 4月 1日から施行する。